

# 黒川春村の『尾張国解文』研究

## 近世国学者による古代史研究の一例として

渡辺 滋\*

### はじめに 研究の意義

近世は、日本史上初めて公権力と直接の統属関係なしに専門の歴史研究者が存在し得る様になった時代である。木村兼葎堂を先懸に、各地の民間研究者が自らの資力で典籍・古文書・古物を蒐集する様になるのも、近世中期以降であった。こうした蒐集には必ずしも巨富の存在は前提とはならず、中流の商・農家出身であっても志あるものは相当規模の蒐集が可能であった。本稿で扱う黒川春村も、商家出身の研究者の一人である。しかし、こうして集まった収蔵品が体系性を保ったまま後代に伝わるには、後継者に恵まれるなど余程の好条件が重なる必要があった。

屋代弘賢の不忍文庫の様に、死後の散逸を防ぐ為に阿波蜂須賀家に献納した場合ですら、結局は分散・焼失などの憂き目にあっている事は、伝存の難しさを物語っている。その様な中で、黒川春村ほどの大家の文庫が体系性を保ったまま現在に伝わっているのは、極めて珍しい例であるといえよう。<sup>1</sup>

本稿では、現在明治大学に所蔵されている黒川家旧蔵典籍の一つ『永祚元年尾張国解文』を取り上げ、具体的にその成稿に至る過程を検討する事で、当時の学者の研究スタイルの一端を明らかにしたいと考えている。併せて、彼の死後、その蔵書が最終的に明治大学などに所蔵されるに至った経過についても見ていきたい。

## 第一章 黒川春村の『尾張国解文』研究

### 第一節 黒川による『尾張国解文』研究の歴史

#### 古代・中世における享受について

『尾張国解文』は、永延二年(九八八)に、当時の尾張守藤原元命の非法を訴えて太政官に提出された文書である。この史料を扱った研究は近代以降枚挙に暇がなく<sup>2)</sup>、そうした研究においてこの史料が「名文」である事は既に定説化している。以下、黒川春村の研究に言及する前史として、この史料の前近代における評価について確認しておきたい。

『尾張国解文』が同時代において既に名文と評価されていた事は、文例集『仲文章』(十一世紀)の農業篇・吏民篇などに引用されている事<sup>3)</sup>などから分かる。中世に入っても依然としてこうした評価が続いていた事は、写本に各種の訓点書き込まれ、読み下しを重視した利用がなされている事からも明らかである。当時写本を所蔵していた寺社は、この史料を名文暗誦集・訴訟状の雛形集として利用していたのであろう。

ところが、近世に入ると『尾張国解文』が名文である事には殆ど価値が認められなくなってしまう。その結果、運良く歴史学者の目に留まった幾つかの写本を除き、この段階で多くの写

本が消滅したと考えられる。黒川春村の研究は、こうして『尾張国解文』がはじめて歴史的史料として評価される様になった状況の元で生じてきたものであった<sup>4)</sup>。

### 第二節 黒川春村の『尾張国解文』研究とその周辺

近世に入り、古代以来の貴族が学芸を独占する状況は一変し、諸有力者が民間研究者を政治・経済的に支援する形態が生じてくる。梶野良材と穂井田忠友の関係などはその好例である。春村も、須坂藩主堀直格<sup>5)</sup>の援助を受けて研究を進めていた。

ところで、全ての研究者がこうした好条件に恵まれる訳ではないのは勿論である。一般の研究者は、写本一本を入手する為にも自ら奔走せざるを得ない状況があった。こうした負担を特に負う事になる地方の研究者は、都会の研究者との間に関係を築く事でその困難を乗り切ろうとした。当時の代表的な研究者達が、そうしたネットワークの結節点となり必要な情報をとりまとめていた事は、その過程で生じた書簡群からも明らかである。春村の場合もその例に漏れず、色川三中(一八〇一〜一八五五)・秋葉義之(一八二一〜一八七二)などを含むネットワークの中心的存在であった<sup>6)</sup>。一方、彼自身は内藤広前<sup>7)</sup>・山崎知雄<sup>8)</sup>らの知友と同じく、和学講談所を中心とする上位ネットワークの主要メンバーでもあった。以下、こうした彼の立場と、その研究との関連について見ていきたい。

春村は、当時、塙保己一の跡を継ぎ和学講談所を総裁してい

た忠宝(一八〇七、一八六二)を会頭として補佐し、『続群書類従』などの編纂校訂を進めていた。彼が、この立場を個人的な研究にも生かしていた事は、堀直格から委嘱された『歴代残關日記』編纂(安政五年)や『扶桑名画伝』補訂(安政六年)などに同所の協力を得ていた事からも分かる。春村が同所の探訪した西方寺系の『尾張国解文』写本を直ちに入手している事や、旧黒川文庫に埒忠宝旧蔵典籍が含まれていた事も、こうした関係によるものである。

さて、当時、和学講談所では、『群書類従』の刊行が軌道に乗った事から、並行して国史・律令の良質な刊本を提供するプロジェクトを進行させてつあった。計画によれば、六国史から『西宮記』、『政事要略』などに至る十六部の典籍の刊行が予定されていた。しかし、実際には計画は遅々として進まず、『百練抄』、『令義解』、『日本後紀』、『類聚符宣抄』の四部を刊行した後、保己一の死などもあり、最終的には中絶してしまつた。その後、保己一の死などもあり、最終的には中絶してしまつた。その後、保己一の死などもあり、最終的には中絶してしまつた。その最後に刊行された『日本紀略』(山崎知雄校訂・嘉永七年刊)は、当時の同所の研究水準の高さを示すものであり、「めつたに人を許さぬ黒板博士」も、「価値を認めていた」程の「善本」であった。この中に、刊本としては史上初の『尾張国解文』に関する解説(永祚元年二月五日条頭注)が登場する。

「春村曰。藤原元命、左大臣魚名公之後、肥前守経臣男也。命字訓与志。又、見下文長徳元年四月廿四日条、及百練抄・小

右記今年四月五日除目姓名録抄等矣。尾張国解文、本国真福寺蔵正中二年抄本而卷首十四行缺。同国海東郡中一色村西方寺蔵文和一年抄本者全本也。依其書当時事状可知矣。又見地蔵菩薩靈驗記卷七、妄談不足論。」

春村が当時既にこの史料に関する研究を始めていた事は、色川三申旧蔵本の嘉永二年(一八四九)四月付識語からも伺える。又、本頭注に嘉永三年(一八五〇)十月探訪<sup>3</sup>の写本に関する言及がある事と、翌年には『日本紀略』の清書が終了している状況などからは、春村が山崎知雄に最新の研究成果を提供していた事が分かる。

### 第三節『永祚元年尾張国解文』の現状

ここで、『永祚元年尾張国解文』の現状について触れておこう。本稿本は和装の冊子本で、装丁は袋綴(四目綴)、寸法(縦<sup>27.7</sup>×横<sup>20.4</sup>)は典型的な美濃本のものである。表紙右上に「地方」(径<sup>23</sup>)の円朱印<sup>15</sup>と、その下に「春村ノ考アリ」という墨書がある。その右下には「十四」(黒川家における整理番号か)という墨書と、その下に「915/3」(明治大学における請求番号)の書かれたラベルが貼られている。題名はこの種の典籍の通例として表紙左上に、題簽短冊などを用いずに「永祚元年尾張国解文」と直接墨書されている。以上の墨書が全て真頼によるものらしい事や、草稿には過ぎた観のある表紙の紙質から、これ

自体は後表紙の可能性が高い。

表紙見返の右上には、春村の筆跡で「永祚元年 一條天皇」と墨書があり、中央上には「明治大学図書館所蔵」の方印、その下に明治大学の円印（一九五六年四月付）が捺されている。又、本文冒頭には「明大図書館」(34×8)、「黒川真頼蔵書」、「黒川真道蔵書」の方印（いずれも45×15）と「黒川真頼」(径18)の円印が、そして冊子末尾には「黒川真道蔵書」(前出)の方印が捺されている。料紙は楮紙(四九丁)。前書きは半葉毎に十一行・後半解説部分は半葉毎に十行、後半の行頭には書き込み用のスペースが空けてある。こうした形態は、稿本作成以降も研究を進めていこうという春村の意志を物語っている。

#### 第四節 黒川春村の研究の諸段階とその意義

既に触れた様に、春村は現在明治大学中央図書館に所蔵されている自筆稿本の作成以前から、『尾張国解文』に関する研究を始めていた。そうした成果を踏まえて第二稿本を作成したのは安政四年（一八五七）十一月、その後死去（一八六六）に至るまで暇を見てはこれを増補訂正し続けていた様である。その過程を以下にまとめておく。

● 第一段階：宝生院系テキストに注解などを加える。色川三三が写本を所有していた。

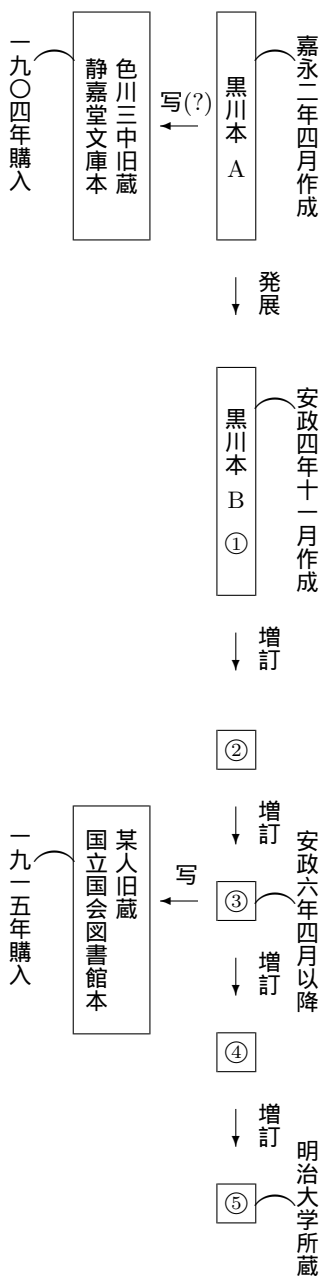
● 第二段階：西方寺系テキストを入手後、安政四年十一月一日〜九日にかけて、新たに冊子を作り直して考証を付加する。明治大学本(第二稿本)の初稿に当たる。

● 第三丁五段階：加筆修正を加える。明治大学本の二稿〜四稿に当たる。これを元に、一般頒布用の「童家二毛読易」(国会図書館本の「凡例」)いテキストが作られた。

● 第六段階(最終段階)：その後も修正を加え続けていた。明治大学本の五稿に当たる。

こうして成立した稿本の意義は、『尾張国解文』本文の校訂ではなく解説部分に集約されている。<sup>16</sup>ここで春村は、近世郷土史レベルの研究成果を吸収しつつ、更に古記録・史書の内に関係史料を博索するなど、基本資料を網羅した上で見解を述べている。こうした堅実な研究姿勢が近代以降も評価されていた事は、明治期の研究が春村の研究成果に全面的に依拠して考察を進めている事<sup>17</sup>などからも明らかである。つまり、春村の研究は前近代における研究成果を高度な形で結集させ、近代以降の研究に橋渡しする役割を果たしているのである。春村の研究成果は、前記諸転写本などからある程度伺い知る事ができた。しかし、これらには誤写が少なくない点や、転写本作成後も補訂が加えられ続けている点<sup>18</sup>などを考えると、全貌を十分明らかにしているものとは言い難い。

○黒川春村による研究の発展過程



## 第二章 黒川文庫と明治大学

### 第一節 黒川春村とその後の黒川家

黒川(正式には「黒河」)春村(一七九九〜一八六六)は、浅草に生まれた。黒河家は元伊勢の出で、当時は江戸で陶器商を営んでいた。春村は、はじめ俳諧師として名をなし浅草庵(三世)を襲名するが、弘化三年(一八四六)には、これを門弟の高橋広道(一八〇四〜一八六八・笠亭仙果^初代^/柳亭種彦^二代^に譲り、自らは国学に専念する様になる。

国学研究では伴信友を始め、特に山崎知雄ら塙門下との関係

が強く、そうした交流関係を反映し学風は堅実な考証を旨としていた。人柄は篤実で、地方の研究者にも都会の人とは思えない腰の低さで接したと伝えられている。<sup>19</sup> その業績の一部は『碩鼠漫筆』などとして刊行されているが、多くの自筆稿本は未刊のまま関東大震災の際に失われた。何らかの形で現在に伝わる業績の中では、本稿で扱う『尾張国解文』研究が評価されている。春村は死に臨み門弟の金子真頼(一八二九〜一九〇六)に跡を継がせた。真頼は、弟子の佐藤誠実や、皇典講究所における同僚小中村清矩らと共に『古事類苑』の編纂に当たった事などで知られている人物である。<sup>20</sup> この頃、黒川文庫は天・地・人の三蔵に計八万冊の図書を擁する規模を誇るに至っていた。<sup>21</sup>

真頼の後は、その子真道（一八六六～一九二五）が継ぐが、その晩年、関東大震災（一九三三年九月）に遭う。この際に、三蔵の内の天・地は崩壊し、収蔵していた典籍は多く灰燼と化した。翌年二月、被害の穴埋めに黒川邸において、絵本・浮世草子などの小規模な入札が行われた。朝倉屋・村口（初代）の主催するこの入札の出来高は一二五〇〇円。一点の価格は千円を越える物が幾つも出た事が驚愕をよんだという。<sup>22</sup>

真道の後は真前（一九四五）に至る。しかし真道の死後、蔵書の一切は売却されてしまった。<sup>23</sup> こうして黒川文庫は完全に崩壊し、現状で所在が判明するのは、明治大学の四九〇〇冊を筆頭に、実践女子大学の二四〇〇冊（物語）、ノートルダム清心女子大の二四〇〇冊（歌学）、日本大学の一一〇〇冊（仏教）、国学院大学の七〇〇冊（神道）、東京大学の五〇〇冊（国語）、宮内庁書陵部の二〇〇冊（日記紀行）などのみである。

## 第二節 明治大学の購入とそれ以降

明治大学の黒川文庫は、大学図書館司書長であった奥村藤嗣（在任一九四四～一九六九）の見識によって蒐集されたものである。氏は、一九二七年三月に明治大学法学部を卒業の後、翌年二月から同学図書館に勤務を始め、一九六九年三月の定年退職までに長州毛利家蔵書・黒川文庫・蘆田伊人蔵書を手するなど精力的に図書館の充実に務めている。書籍にたいする執念・愛着心が人一倍旺盛であり、雄大な見識を持っていた有能な司

書であったが、その一方で癖があるとも評される人物であった。<sup>24</sup>

こうして明治大学に購入された黒川家旧蔵書は、総計四八五二冊である。当初は大学図書館・日本史学研究室・法学研究室・刑事博物館などで分蔵していたが、現在は儀礼・経済関係の典籍（約七割）を中央図書館で、政治・法制関係の典籍（約三割）を刑事博物館で収蔵している。これらの内容は早く暫定的な目録に明示されていた。<sup>25</sup> しかし実際のところ、その存在は学内においてすら余り知られていない時期が長く続いていた様である。特に学外に全く知られていなかった事は、『国書総目録』に未収である事や、関係諸論考においても明治大学所蔵分が一切言及されていない事などからも明らかである。<sup>26</sup>

この事が外部で言及されたのは、反町茂雄が「黒川文庫のすべては、三十一部門に分かれていたのを、一誠堂さんは部門別にして、東大・国学院大学・日本大学・明治大学・ノートルダム女子大・宮内庁書陵部等に納めました」と言及したものが端緒である。大学内部でも、一九八〇年代に入ると刑事博物館所蔵の分に関して、内部整理の進行と共にデータが公表され、<sup>28</sup> ようやくその詳細が知られつつあるというのが現状である。

## おわりに

以上、黒川春村によって、平安時代研究に際しての根本史料

である『尾張国解文』の写本が集められ校訂・注解される経緯、更にそうして成立した稿本のその後の行方について見てきた。本稿における取り組みは、黒川文庫の多くの典籍の一端を明らかにしたに過ぎない。これが今後における関係研究の活性化への踏み石ともなれば望外の喜びである。

## 註

- 1 和学講談所の蔵書が内閣文庫に伝わっている事などは、例外中の例外である。これ以外でも、鈴鹿連胤(大和文華館)・色川三中(静嘉堂文庫など)の様に、体系的な残存例は皆無ではないが、これらは当時の代表的研究者の文庫とは、質量共に比較にならない。歴史学における研究については、<sup>△</sup>新修<sup>▽</sup>福沢市史 資料編<sup>△</sup>三<sup>▽</sup>尾張国解文<sup>△</sup>(一九八〇年十二月)と、加藤友康「藤原元命はなぜ訴えられたか」(『新視点 日本の歴史』三 古代編) <sup>▽</sup>新人物往来社、一九九三年五月)とを挙げるに止める。国語学における研究としては以下の様なものがある。三保忠夫「『尾張国解文』の研究―古文書における表現方法の基本原則を求めて―」<sup>△</sup>三<sup>▽</sup>(『鎌倉時代語研究 三ノ大谷女子大学紀要 一八二―一九二』、一九八〇年三月ノ一九八四年一月―一九八五年一月)・同「『尾張国解文』宝生院本における漢字について」(訓点語と訓点資料 七六、一九八七年二月)・西村浩子「平安時代における解文の文章構成について―『尾張国解文』を中心として―」(国文学攷 一一六、一九八七年二月)・同「真福寺本『尾張国解文』の対句表現について―文章構成との関連において―」(鎌倉時代語研究 二二、一九八九年七月)。
- 2 黒田彰「金玉要集と仲文章―所引『白居易詞』をめぐって―」(説林 三八、一九九〇年二月)及び、三木雅博「教訓書『仲文章』の世界<sup>△</sup>下<sup>▽</sup>」(国語国文 六三―六、一九九四年六月)などを参照。
- 3 本節のより詳しい内容については、拙稿「『尾張国解文』享受の諸形態―未紹介の黒川春村自筆稿本の位置づけを中心に―」(日本歴史 六三三、二〇〇一年二月)を参照。
- 4 堀直格(一八〇六―一八八〇)に関しては、森潤三郎「<sup>△</sup>花廼家文庫主<sup>▽</sup>堀内威頭直格」(日本古書通信 九二、一九三八年一月)。「<sup>△</sup>日本書誌学大系 九<sup>▽</sup>考証学論攷」青裳堂書店、一九七九年十一月)などを参照。
- 5 春村と色川三中との関係については、中井信彦「色川三中の研究<sup>△</sup>伝記篇・思想と学問篇<sup>▽</sup>」(塙書房、一九八八年九月―一九九三年二月)を参照。こつした関係の存在が、色川が春村の『尾張国解文』第一稿本(静嘉堂文庫所蔵)を書写出来た理由と考えられる。又、秋葉義之との関係については、小松修「秋葉義之宛の黒川春村書翰」(研究紀要<sup>△</sup>日本大学人文科学研究所<sup>▽</sup> 三八、一九八九年九月)などを参照。
- 6 内藤広前(一七九二―一八六六)は、『大内裏図考証』の補訂や丹鶴叢書の編集に当たった当時一流の研究者である。詳しくは、福田敏
- 7

- 朗『大内裏図考証』の成立について「裏松固禪の制作と内藤広前の補正」(京都府埋蔵文化財論集<sup>ハ</sup>一、一九八七年一月)・三橋広延「国史大系『日本逸史』付載史料の内容と伝来」(国史学一五五、一九九五年五月)などを参照。
- 8 山崎知雄(一七九八〜一八六一)は、塙保己一晩年の弟子で、史料考証を得意とした。黒川や内藤広前と特に親しく、共に『政事要略』・『本朝世紀』などの講読を行っていた。
- 9 齊藤政雄『和学講談所御用留』の研究(国書刊行会、一九九八年一月)を参照。
- 10 頭注には、塙先生(力所)を始め、内藤広前(2)・小林百坂(2)・伊庭時言(3)・高橋広道(5)・黒川春村(5)などを始め、紙上参加の下総人清宮秀堅(1)・常陸人色川三中(1)らの主張が取り入れられている。これら意見の多くは、和学講談所内の稽古所における輪読・会読の場で行われたものと考えられる。
- 11 黒板勝美(一八七四〜一九四六)は、東京帝国大学文学部教授として平泉澄・羽仁五郎・坂本太郎など次世代のエースを育てる傍ら、一貫して『国史大系』の校訂に携わった。国史学第一講座を平泉に譲った直後に倒れ、十年の療養生活の後、死去している。
- 12 坂本太郎「和学講談所における編集出版事業」(日本歴史 一九四、一九六四年七月)、『坂本太郎著作集 五 修史と史学』吉川弘文館、一九八九年二月)などを参照。
- 13 和学講談所が西方寺系の神谷元平本を嘉永三年十月に採訪している事は、梅村喬「尾張国解文の写本」(『新修福沢市史』資料編三、
- 尾張国解文(前掲)などを参照。
- 14 『尾張国解文』末尾には本来「永延二年(九八八)十一月八日 郡司百姓等解」の一行が存在していた。しかしこの部分は、大半の写本が写し落している。春村が入手した二系統の写本もこの部分を落しており、やむを得ず『日本紀略』『百練抄』などの関係記事から提出年を永祚元年(九八九)と想定している。この春村の想定は、戦後、年月日部分を完存する唯一の写本である春日社家旧蔵本が発見されるまでは、定説と化していた。
- 15 「地方」の丸印は、内容を分類したものである。現在明治大学には、旧黒川文庫の三十一部門の内、儀式・制度・地方・経済・銭貨・徳川の六部門の典籍が所蔵されている。
- 16 当時、系統の異なる写本によって『尾張国解文』の校訂を試みたのは春村だけではなかった。天保年間には、穂井田忠友(一七九一〜一八四七)も同様の作業を行っている。
- 17 小中村清矩「尾張国解文略説」(法学協会雑誌 八、一八九三年四月)、『陽春廬雜考』吉川半七、一八九七年十二月)に、「此古文書は、先年尾張国大須なる真福寺(古き珍籍を多く蔵めたる、有名な寺なり。)の蔵本にて、正中二年の鈔本なるが、卷首十四行の闕文なり。然るに同国海東郡中一色村西方教寺にも、文和二年の鈔本ありて、これは全文を具へたり。因て安政年中、江戸人黒川春村、二本を対校して、異同を頭書し、(今は良しと覚ゆる方)を採りて本文とせり。(巻尾におのれの考をも附したる本)に拠て、表出せり。旁訓は、もと真福寺本に加へたるを基として、黒川氏の増訂せるもの

なり。「とある事からも分かる。

こうした増補改訂の具体例を、自筆稿本まえがきの末尾部分を例に示しておく。

・初稿「国のまつりごとをとらむつかさ人の為には、良きを勧め、悪しきを懲らさむ。こよなき助けともなりみんものをや。」  
 ・二稿「国のまつりごとをとらむつかさ人としては、良きに進み、悪しきに移らず、今の時のオオミタカラとしては聖の御代の掟正しきを喜び、天地と共久しからむ事とおのがじし祈りみんものをや。」

・三稿「国のまつりごとをとらむつかさ人としては、良きに進み、悪しきに移らず、田かへし畑つくるオオミタカラとして、聖の御代の掟正しきを喜び、天地と共久しからるべく世をばら祈りみんものをや。」

・四稿「国のまつりごとをとらむつかさ人としては、良きに進み、悪しきに移らず、田かへし畑つくるオオミタカラとして、道ある御代の掟正しきを喜び、天地と共久しからるべくいよいよますますす、祈りみんものをや。」

・五稿「国のまつりごとをとらむつかさ人としては、良きに進み、悪しきに移らず、田かへし畑つくるオオミタカラとして今この御代の掟正しきを喜び、古にも例少なき聖の御代にあつる事をあふぎて、天地と共久しからるべくいよいよますます、祈りみんものをや。」

19 詳しくは、柴田久恵「黒川春村」(学苑 三〇三、一九六五年三月)・西井芳子「黒川春村略伝」(『歴代残闕日記』臨川書店、一九六九年十二月)などを参照。

20 黒川真道「黒川真頼伝」(一九一九年五月 改訂一九七九年十二月)・大森金五郎「黒川真頼先生の事蹟」(『新国史論叢』吉川弘文館、一九三六年十二月)などを参照。

21 佐藤利文「黒川真頼先生言行録」(国学院雑誌 二十、一九〇六年十月)・甲斐智恵子「黒川真頼」(『近代文学研究叢書』八八)・昭和女子大学光葉会、一九五八年三月・永田清一「黒川文庫」(実践女子大学文学部紀要 一三、一九八一年三月)などを参照。黒川文庫の具体的内容は、真頼の頃になってようやく外部に知られ始めた様である。例えば黒川本『吾妻鏡』に現存諸本の欠く巻四十五が含まれているという伝説が誤りらしい事が指摘されたのも、大正に入ってからであった(和田英松「吾妻鏡古写本考」『史学雑誌』一三三、一九一二年十月 国史説苑 明治書院、一九三九年三月)。

22 『東京古典会の五十年』(東京古典会、一九六〇年)及び、反町茂雄「大正大震災後の業界と大市会」(『蒐集家・業界・業界人』八木書店、一九八四年六月)などを参照。

23 黒川文庫の放出については、反町茂雄「転つ起きつ」黒川真頼文庫の綻び」(『古書肆の思い出』三三)・平凡社、一九八八年三月)・川瀬一馬「明治時代前半の蒐書」(『日本における書籍蒐蔵の歴史』ベリかん社、一九九九年二月)などを参照。

24 奥村藤嗣については、実践女子短期大学図書館編『実践女子短期

- 大学▽奥村藤嗣文庫目録（一九八六年十二月）・高橋美子「図書館員の専門性と選書」蔵書構築の関わりについて」（『圖書の譜』明治大学図書館紀要）二、一九九八年三月）などを参照。
- 25 明治大学刑事事博物館委員会編「明治大学刑事博物館目録」△▽・△五▽（一九五二年一月・一九五四年一月）など。
- 26 前掲諸論考の他、ノートルダム清心女子学園付属図書館編『特殊文庫目録』（一九七五年）・久野俊彦「日本大学総合図書館黒川文庫蔵『寺社縁起集』解題・目録」（『東洋大学大学院紀要』二一・二二、一九八五）一九八六年）など、明大所蔵分には言及がない。
- 27 反町茂雄「氾濫と価格」黒川家コレクションの行方」（『古書』肆の思い出△三▽）平凡社、一九八八年三月）を参照。
- 28 佐藤邦憲「黒川家旧蔵律令関係図書について」（明治大学刑事博物館年報 十、一九七八年十二月）；黒川家旧蔵本『令義解』について」（同年報 十一、一九八〇年三月）；律諸本について」（黒川家旧蔵律令関係図書の調査から）」（同年報 十四・十五、一九八三年三月）；八四年三月）；黒川家旧蔵武家法」中世・近世」関係図書について」（同年報 十五、一九八四年三月）；版本『令義解』にみえる書き入れについて」（黒川春村・真頼と真道書き入れ本の紹介）」（月報△神道大系 六四▽、一九八七年三月）など。

（二〇〇〇年九月成稿）

○翻刻と注釈(細行注の部分は、^、vとして)

いきとしいける人としては、高きにまれ、みしかきにまれ、萬のどこわさによきあしきけちめある事をは、わきまへたらぬそとやはあるへき。されとほしとおもふ病にかかりて、まなこくらかり、肝とろけぬれば、世のあさけりをもかへりみきらはず、人の嘆きをもいたはりあはず、終には其身をもうしなふめりかし。此ためしとも、いにしへその世にすくなからぬ中にも、むかし 一條院のみかとの御時、藤原元命朝臣」と聞へし人あり。そのたをつ祖をたつぬれば、川のべのおと<sup>2</sup>より八つきの後なり。才学の聞へあまねかりし雅材の辨<sup>3</sup>にあたし腹のをとつと、なたたる書かきの基光のぬし<sup>4</sup>には親のおやの又おやになんあたれる。この朝臣、寛和二年に、尾張國のつかさを賜はり、三とせのあひたそのまつり事をとるとて、かくれては君をいつはり、あらはれては民をしひたけ、みちならぬわたくし業のみあけくれのつとめとせしかは、國人のくるしみたとぶるにもおなく、ひと國こそりておほやけにうたへたりしか八、やかて其國のかみをとめられて、終には身をさへはぶらかされつとて、今そのかみのうれへふみを見るに、たたつまははきのみしてあくへくもおほへす。いにしへといへども今の世といへども、またかはかりのあしき人やはあるへき。いかで此のふみ梓<sup>5</sup>にのほせて、弘く天の下につたへてしかな。さては世の中の人おのつからとり見て、かの靈徹計しりかはし力ケにも見へたることく、おほやけとなくわたくしとなく、國のまつり事とらむつかさ人とし

ては、よきにすすみあしきに移らず、田かへし畑つくる大みたからとしては、今このみ代のおきてたしきをよるこび、いにしへにも例すくなき聖のみ代にあつる事をあふぎて天地ととも久しからるへく、いよいよますますいのりみんものをや。

安政四年十一月一日

藤原春村識

5

「於勢州桑名郡内富津御厨小山勝福寺、<sup>6</sup> 依難背仰付鳥跡了」  
此尾張國の永祚元年の解文は、同國真福寺<sup>7</sup>の珍藏にして、正中二年の鈔本といへり。嚮に我影寫の本を得、その後また一本を得しかは、比較して秘藏せしかと。惜むらくは巻首十四行闕てあらねば、今すこしあかぬわさにてこころゆかすすこしたりしに、近ころはからす又一本を得たり。此本は同國海東郡中一色村西方寺<sup>8</sup>の所藏、文和二年の鈔本を宝永六年<sup>9</sup>に写せりといふ本なり。これを得て合せ見るに、巻首の文またく備はり、さてなん瑕なき玉とはなりぬる。たなし此文和本は宝永の度に写したりし時、さかしらしけむとおほしきも多くて正中本よりはややおとりて見へたり。正中本は乎古止点もいとめてたく旁訓はた頗まされり。されと文和のも又兼へきにあらねば、さらに又考訂をくはへてとも異同をは首書に物しつ。但し、宝永の序跋あり。はしめに「得古書序」とありて云「吾住山佛殿之傍懸於小架也。于其上碎 敗器之片々、腐蓋弊書之雜類、無貴無

賊俱收藏、而既亦不知幾世年矣。是非敢待牛溲馬勃之用謂只廢物自置焉已、一日採反故欲塞窓隙、而就架上偶得於一卷之陳篇閱之則、圓融院御宇、尾州之庶人獄國愁于皇廳之數條、而構其思精裁密緻、而涉獵書記也。惜哉載久紙損字磨筆畫不正落字倒文大半有之。首鼠焉三四讀、乃敢通曉大義也。不得已而訂正諸、

雖然古代之政法、時節之俗諺、間猶有難喻者、仍俟闕疑於後君子耳、嗚呼三百有年之舊政八郡稅斂之古風、居然而可見者實則此書矣哉。然渾清古紙將殞滅今也。幸而露猶夫聖經之出於壁中矣。若使之讀乎國宰則追于視民如傷聖德若使之見乎衆民。則仰于養生喪死之國恩、是頗可謂國寶而已。因感懼焉以備於栖霞山之永寶也矣。又別改寫字一本。而其落字顛文間疑者傍補附焉。欲使本書易見云爾寶永六己丑年六月庚申尾州海東郡中一色村淨門鎮西末刹栖霞山西方教寺第六世寂蓮社照譽亦無靈徹「自序」。かく見へたり。又、卷末云

「文和二年四月三日、〆〆九十九代後光嚴院御宇所写古書也。從文和二癸巳年今年寶永六己丑マテ凡三百五十六年也。但書中所指永延并寛弘之年号一條院六十一代年号也。凡寶永六ヨリ七百有七、〆永延元年、年也。」

尾州海東郡中一色村

栖霞山西方寺第六世照譽書写之

右尾張解文之一卷以植松氏蔵書書写一校了

嘉永三年五月十七日、〆墨付五十四張、元平<sup>11</sup>

右解文一卷以名護屋神谷元平<sup>12</sup>本書寫 小野忠實<sup>13</sup>

と見へて埒氏「忠實」尾州旅行のついでに写しきし珍本なり。さて真福寺本の平古止點は細密ならねと、むつかしき點なれば點圖を示して見む人の指南とすへしをは、かくの如くにしてこれに旁訓を合せて讀しむ。

切、又此解文に年號は見へねと、永祚元年の孟春に係れり。其徵は何そといふに、日本紀略云、「永祚元年二月五日丙辰、定尾張國百姓愁申、守藤原元命可被替他人之由」とあるを見るへし。百練鈔にも同やうに見へたり。

猶この朝臣任中の事とて見へて、北山抄卷九「古今定功過例」云、「尾張守元命、當任加拳不度見稱、依例斑給之。新司臨秋着任、未到以前斑給可然。但本頼之中久「春案恐當作不」分付見稱。彼此之間、事似不「可イ」同。就中當任所加拳、何謂前例乎。然而件見稱藁芥批惡云々。仍不斑給乎。至于諸寺燈分料、

依実斑給之由、已有所見。因之、後日所被定許也。」<sup>15</sup>といふ事も見へたり。

かくて此愁訴によりて、やかて其任を停められたり。其よしは、同年四月五日の小右記云、「今日有叙位・除目。云々。尾張守文信、元命朝臣依百姓愁停任。」とあるにてしるなり。因云、

文信は関院左大臣藤冬嗣公五代孫にて大納言国経卿の孫、勘解由の長官忠幹朝臣の男、鎮守府將軍・尾張權守・右馬權頭・從四位上文信と尊卑分脈に見へたり。抑、この元命朝臣の家系は尊卑分脈云、「贈太政大臣藤原房前公五男、左大臣魚名公四代、中宮亮高房朝臣の五男」。

蔵トシミツ  
正五下播磨介  
智泉  
母真夏卿女

文  
冊  
佐古  
本名佐臣從五上伊与權守  
母左衛門佐紀道女

冊  
蔵  
經臣  
正五下肥前守  
母上毛氏

彦材  
從五下  
母

冊  
文  
国風  
大宰大式從四下  
母  
国隣  
從四下山城  
母

蔵文  
冊  
惟成  
三事正五上權左中弁左衛門權佐  
民部權大南本名惟賢寛和一二六廿二  
出家 卅一 依花山院御事永祿  
元十一ノ日卒 卅七

蔵文  
冊  
雅材  
從五下右少弁  
母從五上文令女

便  
文  
通賴  
加賀權守從五下  
母

蔵  
元命  
從四下 流布本作從五下者非是今從古本 尾張守  
母周防守源至女或国隣子云々

賴方  
從五下石見守

經方  
為惟成子蔵人所  
雑色玄蕃助

かく見へたるか如し。かの高名の畫師基光も此元命朝臣の曾孫にて、其他親族に有名の人々も多きを、ひとり此の朝臣のみはよからぬ名にたち、後の世までも嘲りを残せり。

地藏菩薩靈驗記<sup>17</sup>卷七<sup>18</sup>第五段云、「尾張國鳴海ト云處ニ住ケル俗アリ。當國ノ守護ニテ下向シケルニ、自ラ根性不道ニシテ貪欲厚ク極重惡人ナリ。藤原元命<sup>モトヨシ</sup>ノ朝臣トテ近代世ニカクレナキ仁也。當國管領ノ後八公田ヲ掠メオトシ寺社本主ノ所帯ヲ押領シテ後家女子等ヲ没収シケレハ、公物費多クシテ、私ノ用意巨多ナリ。サレハ諸人ヲオソレヲナシ、民ノ嘆多クシテ、元命一等ノ國トソ成ニケル。ハ中略。例ノ欲心盛ニ起發シテ一向ニ非道ヲ行シケルニ國民ニ訴ラレテ終ニ所帯ヲ召上ラレ京都ニ上リシニ、術ツキテ後ニ八東寺ノ門ニテ乞食シケルカ、終ニ八餓死シタリケル。罪障ノホト思ヒヤラレテ哀ナリハ云々。」かうさまにあるを見て、其惡名の聞へ高く語り傳へけん事、推量られたりハ地藏靈驗記に「近代世ニカクレナキ仁也」とあるをみれば、此靈驗記は中昔の筆記なるべく、聞へたれと然らず。文中に國司を指て「守護」といへるも後世にかけるの證なり。國司を守護といへるは応仁・文明の後に限れり。猶、此靈驗記の論は碩鼠漫筆<sup>19</sup>に委曲にいへるを見るべし。但し「術つきて後には東寺の門にて乞食しける。終には餓死したり」といへるは靈驗記の妄説なり。然らざる事は尊卑分脈に子孫連綿したるにてもまつは掲焉き事なるうへに、日本紀略云、「長徳元年四月四日庚子、吉田祭依上卿辨不參、散位元命行之。」とあるをも見る

へし。長徳元年は永祚元年より六年の後に、當時もなほおほやけにつかへられしにこそあれ。

さて又此元命の名字は何と訓たりけん<sup>20</sup>。詳ならず。西方寺本の旁訓はモトナカ、靈驗記はモトヨシと見へ、古本色葉字類抄名字部には命ハナ ヨリ ノブ、廣本色葉字類抄にはハナ ヨシ、姓名録抄にはハアキラ ナ ヨシ ノリ ノブ、拾芥抄にはハカタ ナ ノブ ヨシ、類聚往來にはハノブ モリ、饅頭屋本節用集にはハナ ヨシ、活本節用集にはハノブ、など様々に多く見るれば、何れなりけん。後世よりは決め難き事にこそあれ。

安政四年仲冬九日

藤原春村再識

### 註

1 十世紀後半に活躍した北家魚名流の官僚。頭官式部丞を経て、間もなく尾張守に就任している能吏である。儀式先例に関する知識は、藤原実資が日記にわざわざ注記している（『小右記』寛和元年四月二〇日条）程のものであった。彼の政治的立場に関しては、花山天皇側近で「五位の摂政」と称された藤原惟成の叔父である事から、外戚藤原義懐の一派という理解が一般的である（吉村茂樹「尾張國解文の成立についての一考察」歴史地理 五八―三、一九三二年三月・保立道久「桓武王朝の再出発と王朝分裂」『平安時代』岩波書店、一九九九年十一月など）。確かに、孫の経方が惟成の養子になっ

ている事などから、両者の間に強い繋がりがあった事は否めない。しかし、『九条家本』延喜式、卷廿七裏文にある彼の自署に注目すると、元命と北家主流との関係も想定できる。そもそも、尾張守に任命されている事自体が、こうした関係の存在を示していると考えられる。当時の尾張権守は藤原公任(『公卿補任』正暦三年条)・藤原道綱(『異本』公卿補任)寛仁四年条)等、北家主流の上級公卿で占められており、又、彼の後任藤原文信も兼家の側近であった。こうした結び付きがその後も続いていた事は、元命の在任中の行為に関する審査の最終的な結論が「尾張元命<sup>命力</sup>非過」(『権記』長保四年四月二十六日条)とされている事、又、その後「吉田祭上卿の代理を務めた事」(『日本紀略』長徳元年四月二十四日条)や、息子頼方も摂関家との関係が強かった事などからも明らかだろう。

2 藤原房前の第五子、左大臣魚名(七二―七八三)。氷上川継事件で失脚した。

3 藤原雅材、元命の兄。父経臣と共に、「二代の儒胤」(『類聚符宣抄』卷九)と評された。文章得業生を経て、朱雀朝の式部丞・藏人、円融朝には右少弁に至るがこの頃死去したらしい。子の惟成は花山朝で三事兼帯し実務官僚のトップに立った能吏である。

4 藤原基光、平安後期の絵師。彼については、早く堀直格が『ゆめのたぐち』(嘉永三年)において詳しく考証を加え、又、『扶桑名画伝』巻廿五「五位」においても考察を披歴している。春村がこの人物に言及したのも、これらの典籍の補訂に携わった際の知識によるものであろう。特に前者における子孫の活躍年代から元命の活躍

時期を割り出す試みは、今日でも参考となるので以下に掲げておく。「この(尊卑分脈)経方の註に、『惟成の子となる』とあるによりて按れば、惟成の卒せし永祚元年頃を、頼方廿三・四歳頃とし、其子経方は其頃二歳ばかりとして、弟の頼成は頼方の四十七・八歳ごろの子とし、三条帝の長和頃、頼成生たりと見る時には、後冷泉帝康平頃、頼成四十七・八にも当たるべきか。猶按に、日本紀略云、永祚元年二月五日丙辰、定尾張国百姓愁申守藤原元命可被替他人之由、(百練抄亦同)とある。元命朝臣は頼方の父にて、(尊卑分脈)に見えたる如し、当時五十歳ばかりにもあらむとおもふを、尾張守としてこよなく利欲ふかき人なりければ、その国の百姓いたく愁ひて、公に訴へたりしをやがて解任せられたりけるか。また日本紀略云、長徳元年四月廿四日、「吉田祭、依上卿不参、散位元命行之」と見えたり。但しかの尾張国の百姓おほやけに愁申したりし事は、本国真福寺にその時の解状三十一箇条の稿本をつたへて、今も猶存在せり。其第二十七箇条云、抑守元命朝臣息男頼方、其所為不似例人。召集美酒、一日所飲五六斗也。是只非独身之飲用、還成諸人之泥酔。朝歌暮舞之輩、是酒狂之上、非尋常之心、(原本有平古止點、今改片仮名)。などあるを見るべし。されば、此頃基光生れたりとし、其四十八・九歳頃、珍海生るとせば、前にいふごとく、仁平年中禅那院住すといへる。」(『日本書画苑』第一) 国書刊行会、一九一五年十一月)。

5 ここにある逆向きの六字は、前書き最後の頁を書き損じた事で生じた断片であろう。又、この後に『尾張国解文』本文が続くが、紙幅

- の関係もありここでは翻刻は行わない。明大本の『尾張国解文』本文は、宝生院本の写本に西方寺系写本などによって校訂を加えたものである。それ故、これらの写本が良好な状態で伝存している現状においては、系統を同じくする他の諸本と同じく本文確定の上では殆ど価値を持たないからである。
- 6 伊勢国桑名郡にあった。近世以前に廃絶した為、実態は伝わっていない。
- 7 尾張国中島郡(名古屋市中区)に所在。能信が十三世紀中頃に建立した。
- 8 尾張国海東郡中一色村(愛知県津島市)に所在。
- 9 永延元年/文和二年/宝永六年：九八七ノ一三五三ノ一七〇九年
- 10 植松茂岳(一七九四〜一八七六)は名古屋藩士。藩主の侍講を務める傍ら、大須文庫の調査などを行っている。史料考証に重きを置く学風の人物であつたらしい。植松茂『植松茂岳』一〜三頁(愛知県郷土資料刊行会、一九八二〜一九八八年)などを参照。
- 11 神谷本の奥書部分には地藏菩薩靈驗記の不完全な引用が挙げられている。春村は、自筆稿本作成に当たりこれを削除し、後半の解説部分に原典から引用し直している。
- 12 一八二三〜一八八七。名古屋藩士。師植村茂岳や春村門下の高橋広道らと共に、史上初の『類聚三代格』校訂・印行を果たした。彼が植松から『尾張国解文』を借りたのは嘉永三年二月二十日(植松茂岳『書籍出入帳』)。その書写・校正を終了したのは五月十七日(奥書)であった。これが十月上旬に入国した塙忠室に貸し出されたと考えられる。
- 13 塙忠室(一八〇七〜一八六二)の事。保己一の四男で、父の死後和学講談所を総裁し、続群書類従の編纂などに当たった。文中の「尾張旅行」は、嘉永三年十月の事であり、この際に郷土研究者との情報交換や大須文庫の調査などを行っている(斎藤政雄「塙次郎小伝」温故叢誌 二七、一九七三年十一月などを参照)。後、「老中の委嘱で廢帝の事例を調べている」という事実無根の噂に激高した伊藤俊輔(博文)らによって殺害された。
- 14 この種類(第五群点)の点図は、九世紀末の成立以降、最も良く利用されている。
- 15 ここで「巻九」とあるのは「巻十」の誤り。藤原公任の自筆稿本において該当部分は以下の通り。「尾張守元命、當任加擧不度見稱、依例斑給云々、新司臨秋着任、未到以前斑給可然。但本類之中又分付見稱。彼此之間、事似不同。就中當任所加擧、何謂前例乎。然而件見稱藁芥批惡云々、仍不斑給乎。至于諸寺燈分料、依實斑給之由、已有所見。因之、後日所被定許也」。春村は安政四年の段階ではこの史料の存在に気付かなかつた様で、後に史料本文のみを頭書の形で書き込んでいる。今回は、国会図書館本により本文中に補入した。
- 16 藤原文信。世系・経歴については本文を参照。藤原兼家の側近。尾張守就任直前の四月四日に外出中を襲われ重傷を負っている。二日後に逮捕された犯人の供述によれば、文信に父母・兄弟・姉妹を皆殺しにされた敵討ちであつたという(『小右記』同年同月条)。

平安中期以降の地藏信仰を背景として成立した典籍。当該部分は、既に春村も指摘している通り近世初頭の増補である。その文中には「貪欲」「公田」「費」「巨多」など、『尾張国解文』と共通する字句が存在する事から、本文を見た上で脚色している可能性が高い。以下に『地藏菩薩三國靈驗記』巻七第五話「逆縁免罪事」（西村半兵衛、貞享元年刊。現代思潮社へ古典文庫 二〇三〃、一九六四年六月）の関係部分を掲げておく。

「尾張國鳴海ト云フ處ニ住ケル俗アリ。當國ノ守護ニテ下向シケルニ自ラ根性不道ニシテ貪欲厚ク極重惡人ナリ。藤原元命ノ朝臣トテ近代世ニカクレナキ仁ナリ。當國管領ノ後子八公田ヲ掠ラドシ社本主ノ所帯ヲ押領シテ、後家女子等ヲ没収シケレバ、公物費多シテ、私ノ用意巨多ナリ。サレバ諸人ヲソレヲナシ、民ノ嘆多クシテ、元命一等ノ國トゾ成ニケリ。サレバ、惡人ナレドモ世間ノ法ヲ破リガタクヤ。思ヒケン或ル人ノ方ヘ忍テ通ケル程ニ、馬八不レ叶處ニテ、夜ル々歩ニテ郎僅五六人召具シテ人目ヲツンテ行ケルニ、折節八霜月二十日アマリノ事ナルニ、未明ニ忍ヒ出テ、販リケレバ、夜比ノ薄雪鹿子斑ニフリシキテ有明ノホソク残ル月影ニ、河モ小沢モウス水道モ中々歩カタクニ、地獄沢ト云フ小河ノ邊ニゾムトテ、渡ノ事ヲ憂ヘテ高卒塔婆ノアリケルヲ、若者ドモ三人走カレテ押倒テ橋ニ渡シテ其ノ上ヲソ通ケル。彼ノ卒塔婆ノ面ニ地藏菩薩ヲ彫タリシガ、若黨ノ中ニ見付ケ奉リ、アナ浅間敷。地藏菩薩ノ御座アリシヲシラスシテ踏ケルコトヨ。」ト云ヘバ、主人ガ聞テ、「何奈地藏ト云ハ。」ト呵シケルホド

二、或ハ笑ヒ或ハアナドリ、同音ニ「地藏タタ」ト幾度モ嘲リス。（地獄に落ちた元命が、地藏菩薩との逆縁によって生還する経過は省略）。速ニ同時ニ活還ヌルガ、此ノ怖キ事身ニシミテアレバ、元命無上道ノ為、心ナラズ念佛ヲモ申シケルニ、程モ隔アレバ例ノ欲心盛ニ起發シテ一向ニ非道ヲ行ジケルニ國民ニ訴ラレテ、終ニ所帯ヲ召上ラレ京都ニ上リシニ、術ツキテ後子ニ八東寺ノ門ニテ乞食シケルガ、終ニ八餓死シタリケル。罪障ノホド思ヒマラレテ哀ナリ。（この後、元命と一緒に地獄から生還した郎党の為家が地藏を奉る堂を建てた経緯は省略）。

18 實際に国衙（中島郡）から遠く離れた鳴海（愛智郡）に居住したとは考えにくい。

19 春村の著作集、安政六年六月付の高橋広道序文が完成時期を伺わせる。現行本には、『地藏靈驗記』に関する言及は見あたらないが、巻十二「勝手といふ俗語」に『尾張国解文』に関する言及があるの

で、以下に掲げておく。  
「上略抑「粮」を「かつて」といふ事、何に據ていふぞとならば、昔尾張の國司藤原元命朝臣といふ人、痛く私欲に耽りければ、國中の百姓困窮にえたへず、一條院のみかどの永祚元年、公に愁状を捧げて、裁断を請申ければ、やがて國司は停任せられき。其解状三十一條の末に、「裏愁於腹内、則儲逃亡之粮。聞責於慮外、則忙離之錢」とあるを見るべし。此書は本國名護屋眞福寺の秘蔵にして、正中二年の鈔本なり。平古止點あり旁訓あるは、其正中模寫のついでに、考え副しものなるべし。但し此解状に紀年見えねば、

いつのものとも決めがたきに似たれど、其明徴は日本紀略に、「永祿元年二月五日丙辰、定尾張國百姓愁申、守藤原元命朝臣、可被替他人之由。」<sup>△</sup>百練抄上亦同。と有が如し。又同國海東郡、中一色村西方寺といふにも、文和二年の鈔本をもて、寶永六年に再寫せしといふ本あり。正中本には劣りたれど、参考するに頗益あり。此書は別に訂本をつくりて、考証をも加へおければ、爰にはたゞ其大概をいへり。(下略)

20 『日本紀略』(嘉永七年)頭注では命を「与志」と訓じているにも関わらず、稿本(安政四年)の段階では「ナガ」「ヨシ」「ノブ」などの可能性を挙げるのみで結論を出していない。詳しい検討の結果

慎重になったものであろう。春村は、当時、音韻研究の専門家としても著名な存在であった。

21 この後に、国会本には「安政六年己未四月廿四日、借得尾州藩臣奥田主馬<sup>△</sup>義雄<sup>▽</sup>所藏模本、加再校了」という記述がある。これは、「凡例」と共に、国会本独自の情報の一つである。自筆稿本から一般頒布本が作成された後、別に加えられた書き込みであろう。

\* わたなべ・しげる / 大学院博士前期課程文学研究科史学専攻